

川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事の請負、製造の請負、工事用材料の買入れ、設計、調査、測量その他の業務委託、物品の購入、事務機器等の賃貸借等（以下「建設工事等」という。）を市が発注するに当たり、契約の適正な履行を確保するため、川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年川越市告示第351号）に基づき建設工事等の競争入札に参加する資格を有する者（法人にあっては、本店及び支店を含む。以下「有資格業者」という。）、その使用人、下請負人又は有資格業者を構成員に含む共同企業体が、虚偽記載、工事事務、粗雑工事、贈賄（法人を処罰する旨の法律の規定がない場合にあっては、法人の役員等がした贈賄をいう。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為、談合等をした場合の一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止)

第2条 市長は、有資格業者、その使用人、下請負人又は有資格業者を構成員に含む共同企業体が行った行為が別表第1又は別表第2（以下「各別表」という。）の措置要件の欄に掲げる措置要件のいずれかに該当したときは、その情状に応じて当該措置要件について各別表に規定する期間の範囲内において、当該有資格業者について、入札参加停止の措置を行うものとする。

2 市長は、市が発注する建設工事等において、別表第2の3の項又は4の項の措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合、必要に応じて、当該有資格業者である個人若しくはその使用人又は当該有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が役員等となっている他の有資格業者についても同様に入札参加停止の措置を行うことができる。

3 市長が入札参加停止の措置を行ったときは、建設工事等の契約のため指名を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により入札参加停止の措置を行う場合において、当該入札参加停止について、責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止の措置を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じ

て期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項若しくは第2項又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が、一つの事案により、各別表に規定する措置要件の2以上に該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件ごとに各別表に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、当該措置要件について各別表に規定する短期の2倍の期間とする。ただし、当初の入札参加停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

- (1) 別表第2の1の項から4の項までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に別表第2の1の項から4の項までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、各別表の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ各別表の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

- (3) 「川越市建設工事等暴力団排除措置要綱」の別表の各項の措置要件に係る入札参加除外の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第2の各項の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、各別表に規定する期間又は前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときには、各別表又は前2項の規定にかかわらず入札参加停止の期間の短期を各別表又は前2項の短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、各別表に規定する期間又は第1項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、各別表又は第1項の規定にかかわらず入札参加停止の期間の長期を各別表又は第1項の長期の2倍の期間（当該長期の2倍が36月を越える場合は36月）まで延長することができる。

- 5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、各別表又は前各項に規定する期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。

- 6 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止の措置を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により入札参加停止の措置を行う際に、有資格業者が独占禁止法違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加停止の

期間を加重するものとする。

- (1) 市が談合等の情報を得た場合又は談合等があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が当該談合等を行っていないとの誓約書を市長に提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2の3の項ア又は4の項アに該当したとき。
- (2) 別表第2の3の項又は4の項に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2の3の項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2の3の項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2の4の項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（入札参加停止に係る通知等）

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により、有資格者に対し通知するものとする。ただし、通知する必要があると認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

- (1) 第2条第1項若しくは第2項又は第3条各項の規定により入札参加停止の措置を行う場合 様式第1号
- (2) 第4条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更する場合 様式第2号
- (3) 第4条第6項の規定により入札参加停止の措置を解除する場合 様式第3号

2 市長は、前項第1号の規定による通知をした場合において、当該入札参加停止の原因となった事由が本市の発注した建設工事等に関するものであるときは、当該通知に係る有資格者から様式第4号による改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第8条 市長は、入札参加停止期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

（入札参加停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、入札参加停止の措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(入札参加停止の公表)

第10条 市長は、第2条第1項若しくは第2項又は第3条各項の規定により入札参加停止の措置を行った場合は、当該有資格業者名等について公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年9月28日から施行し、同日以後の各別表の措置要件に該当する行為による指名停止の措置から適用する。
- 2 川越市建設工事請負業者指名停止基準（昭和52年5月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱第6条の規定は、この要綱の施行の日において指名停止の期間中の有資格業者から、同日前に相続、合併、会社分割又は営業譲渡等により実質的に承継したと認められる有資格業者についても適用があるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に原因となる事実又は行為が発生したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。（平成24年1月31日決裁）

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。（平成25年3月21日決裁）

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。（令和2年3月16日決裁）
- 2 この要綱の施行の日前に原因となる事実又は行為が発生したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。（令和3年2月25日決裁）

別表第1（第2条関係）

区分	措置要件	期 間
虚偽記載	1 市の発注する建設工事等に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格確認審査申請書、入札参加資格確認資料、その他の契約前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から2月以上6月以内
粗雑工事	2 市と締結した契約に係る建設工事等（以下「市発注工事等」という。）の施工等に当たり、過失により当該施工等を粗雑（その程度が軽微であると認められるものを除く。）にしたと認められるとき。	入札参加停止を決定した日から2月以上6月以内
	3 県内における建設工事等で前項に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により当該施工等を粗雑（その程度が重大であると認められるものに限る。）にしたと認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上3月以内
契約違反	4 2の項に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工等に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から2月以上6月以内
公衆損害事故	5 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	入札参加停止を決定した日から2月以上6月以内
	6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上6月以内
工事関係者事故	7 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、当該施工等に関係する者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上6月以内
	8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、当該施工等に関係する者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から2週間以上3月以内

別表第2（第2条関係）

区分	措置要件	期 間
贈	1 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	入札参加停止を決定した日から 6月以上24月以内
	イ 有資格業者である法人の役員又は有資格業者の支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	5月以上24月以内
	ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	4月以上24月以内
賄	2 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	入札参加停止を決定した日から
	ア 代表役員等	5月以上18月以内
	イ 一般役員等	4月以上18月以内
	ウ 使用人	3月以上18月以内
独占禁止法違反	3 次の場合において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から
	ア 市発注工事等 イ 上記以外での業務	12月以上36月以内 4月以上18月以内

競売入札妨害又は談合	4 次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 市発注工事等 イ 上記以外での業務	入札参加停止を決定した日から 12月以上36月以内 4月以上18月以内
建設業法違反	5 次の場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 市発注工事 イ 上記以外での業務	入札参加停止を決定した日から 3月以上12月以内 1月以上12月以内
不正又は不誠実な行為	6 別表第1の各項及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上12月以内
	7 別表第1の各項及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上9月以内
報告義務違反	8 市発注工事等において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から2週間以上2月以内